(3)　市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、(2)の目標として、構想森林（(2)の一体経営管理森林の区域において経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林をいう。以下同じ。）及び構想適合事業者（適合事業者の中から選定された構想森林において経営管理を行うべき適合事業者をいう。以下同じ。）を定めるとともに、これらを記載した地図を作成することとした。（第四三条第三項関係）

(4)　集約化構想においては、(2)のほか、林道の開設及び改良に関する事項並びに施業実施協定又は施業施設協定の締結に関する事項を定めることができることとした。（第四三条第四項関係）

(二)　集約化構想に係る特例

(1)　市町村等は、集約化構想を定めた場合には、構想森林ごとに、構想適合事業者の求めに応じ、その実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の氏名等の情報を提供することができることとした。（第四六条関係）

(2)　市町村は、集約化構想において林道の開設及び改良に関する事項を定めた場合には、都道府県知事に対し、当該事項に関連して必要となる地域森林計画をたて、又はこれを変更することの要請をすることができることとした。（第四八条関係）

(3)　集約化構想に従って構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定については、当該集約化構想の公告があったことをもって、これらの協定の公告及び縦覧があり、かつ、縦覧期間が満了したものとみなすこととした。（第四九条関係）

3　権利集積配分一括計画

(一)　権利集積配分一括計画の作成

(1)　市町村は、集約化構想を定めた場合において、その実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めることとした。（第五一条第一項関係）

(2)　権利集積配分一括計画においては、市町村への経営管理権の集積に関する事項として、市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称、市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容等を、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項として、経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称、構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間、当該経営管理の内容等を、それぞれ定めることとした。（第五一条第二項関係）

(3)　市町村は、(2)のほか、構想森林（一括計画対象森林を除く。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に当該所有権の移転に関する事項を定めることができることとした。（第五一条第四項関係）

(4)　権利集積配分一括計画は、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部及び(2)の構想適合事業者の同意が得られていなければならないものとすることとした。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りることとした。（第五一条第五項関係）

(二)　権利集積配分一括計画の広告等

(1)　市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告することとするとともに、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分にあっては当該市町村が経営管理実施権配分計画を定めて公告したものと、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分にあっては当該市町村が経営管理実施権配分計画を定めて公告したものとそれぞれみなし、その公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転することとした。（第五二条第一項～第三項関係）

(2)　権利集積配分一括計画のうち市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときは、これらの森林に係る特例の規定を準用することとした。（第五三条関係）

二　森林法の一部改正関係

1　都道府県知事は、開発行為の中止又は復旧に関する命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができることとした。（第一〇条の三第二項関係）

2　民有林における開発行為の許可に付した条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の設置又は維持管理を内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二〇六条第二号関係）

三　施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇民事裁判情報の活用の促進に関する法律（法律第四九号）（法務省）

1　目的

この法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義等

(一)　この法律において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによることとした。（第二条第一項関係）

(1)　「民事裁判情報」とは、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録に記録されている事項に係る情報をいうこととした。

イ　電子判決書

ロ　民事訴訟法第二五四条第二項の電子調書

ハ　電子決定書であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

(2)　「保有民事裁判情報」とは、6に規定する指定法人が7の(一)の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものをいうこととした。

(3)　「仮名加工民事裁判情報」とは、保有民事裁判情報に含まれる特定の個人の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符